

平成 27 年 1 月 29 日

問い合わせ先
第四管区海上保安本部
警備救難部 環境防災課長
松 永 幸 治
052-661-1611(内線3310)

平成 26 年の海洋汚染の状況 (速報)

平成 26 年の第四管区海上保安本部管内における海洋汚染確認件数は 68 件で前年(74 件)と比べ 6 件減少しています。また、平成 26 年末の廃船の残存隻数は 34 隻で前年と同数でした。

1 海洋汚染の確認件数

海洋汚染の確認件数は、

油による汚染 28 件 (前年 33 件: -5)

内訳:

〔	船舶からのもの	12 件 (前年 14 件)
	陸上からのもの	7 件 (前年 6 件)
	排出源不明のもの	9 件 (前年 13 件)

〕

油以外 (廃棄物、工場排水等) による汚染 36 件 (前年 40 件: -4)

内訳:

〔	船舶からのもの	0 件 (前年 0 件)
	陸上からのもの	36 件 (前年 40 件)
	排出源不明のもの	0 件 (前年 0 件)

〕

赤潮 4 件 (前年 1 件: +3)

合計 68 件 (前年 74 件: -6)

となっています。

油による汚染

船舶からの 12 件の内訳は、ビルジ (船底に溜まった海水混じりの油類) の違法排出による悪質なものが 1 件、海難 (衝突、転覆、転覆) によるものが 4 件、無人係留中に浸水したものが 2 件、荷役中におけるバルブ操作、搭載するタンクの取り違い等の「取扱い不十分」によるものが 3 件、開閉設備の油圧ホース、機器破損によるものが 2 件となっています。

陸上からの 7 件の内訳は、車両事故等が原因のものが 2 件、施設内配管等の破損によるものが 2 件、給油所での取り扱い不注意によるものが 1 件、原因不明等が 2 件となっています。

なお、排出源が判明しない海上浮流油は、9 件となっています。

油以外による汚染

油以外の汚染は全て陸上からのものであり、36 件の内訳は、工場排水 2 件 (浮遊物質量、化学的酸素要求量が許容限度を超えた排水等)、残りの 34 件については廃棄物であり、主として、一般家庭で発生した家庭ごみ等の不法投棄です。

なお、家庭ごみのポイ捨ても廃棄物の処置及び清掃に関する法律違反になります。
赤潮

平成26年中に第四管区海上保安本部で発見した件数は4件あり、それぞれ、地先の三重県又は愛知県への通報を実施しました。

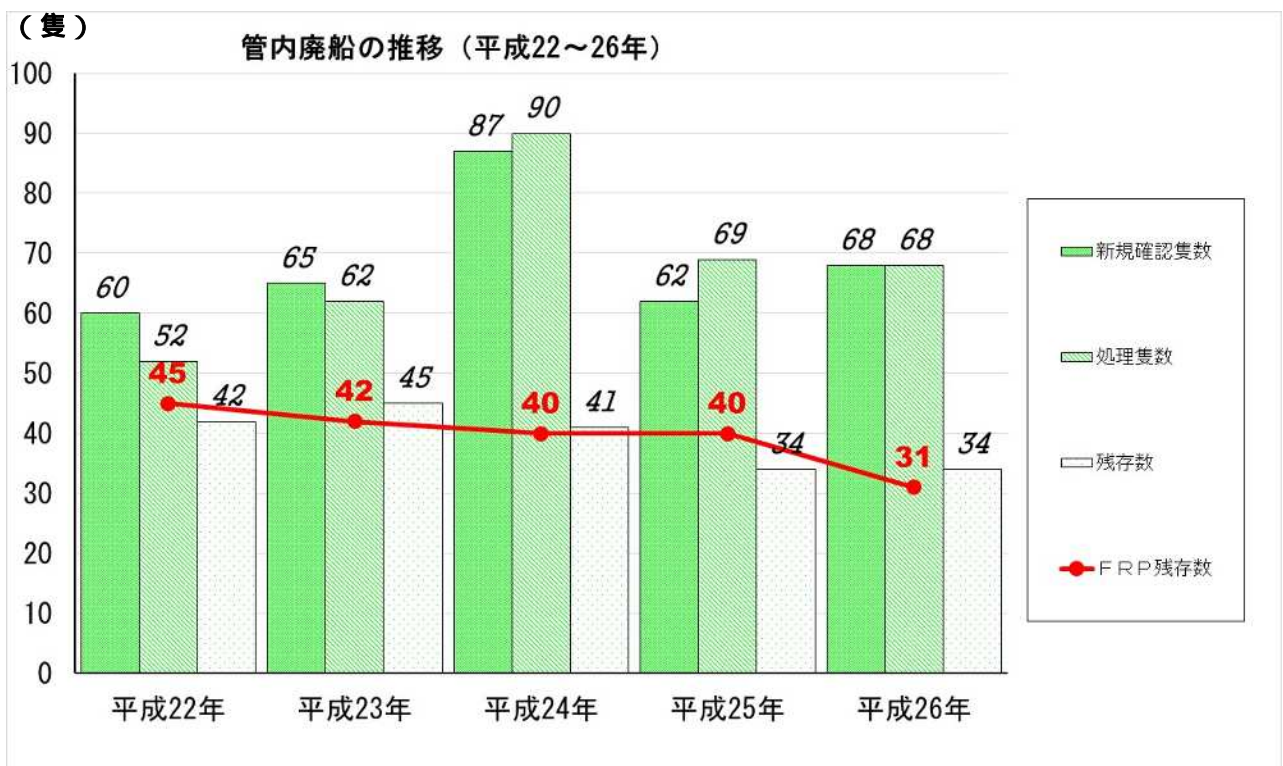
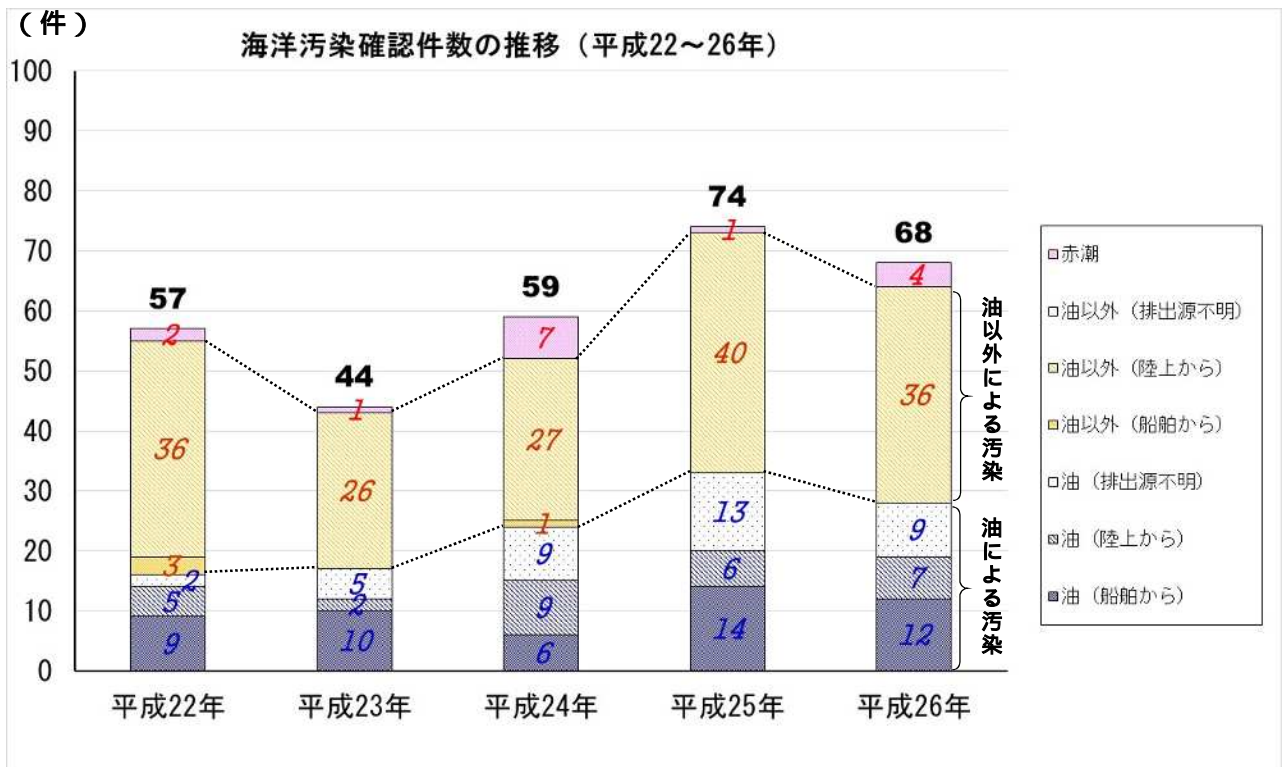
2 廃船の状況

平成26年末の廃船残存隻数は34隻で、前年と同数ですが、平成26年中に新規に確認された廃船68隻は、全て所有者を割り出し処理されています。

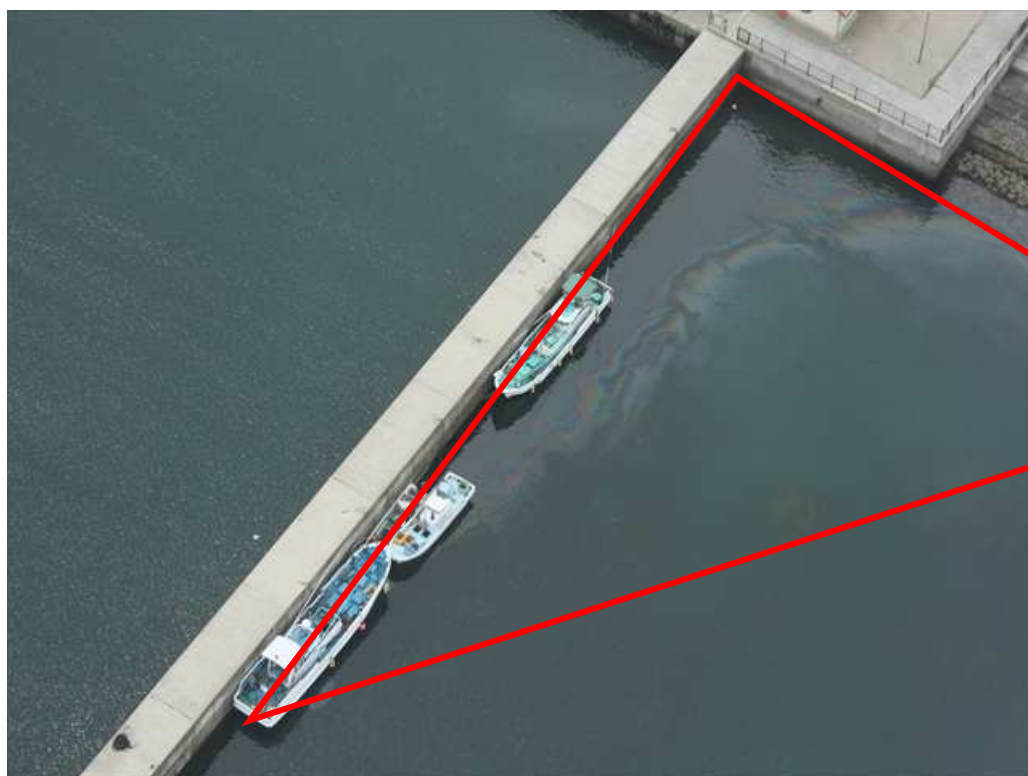
3 第四管区海上保安本部の取り組み

第四管区海上保安本部では、引き続き海洋環境保全のため、「未来に残そう青い海」をスローガンに以下の点を踏まえて、指導・啓発活動及び監視取締りを強力に実施していくこととしています。

- ・ 油による汚染は、船舶からによるものの原因のうち
 荷役中のバルブ操作不適切
 搭載するタンクの取り違い
 といった、荷役、燃料搭載時等における基本的事項を怠ったことによるものが3件発生しており、船舶に対する荷役、燃料搭載時における作業手順確認の徹底等に関する指導を行います。
- ・ 油以外による汚染について、家庭で発生したゴミの不法投棄は若干減少したものの、依然として36件と高い数値にあることから、海岸や港湾等の管理者、自治体と情報共有を図り、連携した啓発活動・監視取締りを強化していきます。
- ・ 廃船については、引き続き、所有者の特定、撤去指導を行うと共に、所有者が死亡等で撤去不可能な廃船については、地方公共団体に対して廃船情報を提供し処理促進を図ります。



油による汚染



*平成26年5月20日、三重県の漁港内で確認された海上浮流油



*平成26年5月20日、四日市港で発生した油流出事故において、浮流油を放水拡散する巡視艇あおたき

油以外による汚染（廃棄物）



* ポイ捨てされた家庭ごみ

赤潮



* 平成26年1月20日、三河湾で確認された赤潮

廃船



(参考) 放置座礁船

